主

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人永井正恒の上告趣意第一点について。

しかし、原判決の認定した判示第一の事実は、改正前の酒税法六〇条一項、一四 条違反の事実であつて、同条違反の罪は免許を受けずして酒類すなわちアルコール 分一度以上の飲料を製造すれば成立するものであるから、原判示のごとく酒精分一 三、二%を含有する合成清酒を製造した旨判示した以上該飲料が酒税法五条にいわ ゆる合成清酒ではなく、他の酒類に該当するものであるとしても犯罪の成立に差異 を来すものではない。されば、原判示の酒精分を含有する飲料が合成清酒ではなく、 他の酒類であるとしても原判決の理由にくいちがいあるとはいえない。しかのみな らず、酒税法五条に「本法に於て合成清酒とはアルコール、焼酎又は清酒と他の物 品とを混和して製造したる酒類にして其の香味、色沢其の他の性状が清酒に類似す るものを謂う」とあるのは、既成のアルコール、焼酎又は清酒と他の物品とを混和 して製造すると新にアルコール、焼酎又は清酒を製造する過程中に他の物品と混和 して製造するとを問わないものと解するを相当とする。そして、原判決挙示の証拠 によれば、判示飲料は、その製造の過程において焼酎を製成すると共にこれに薬品 等他の物品を混和して酒精分一三、二%を含有する清酒に類似した性状のものを製 造したものであることが認められるから、原判決がこれを合成清酒と判示したのは 正当であつて、論旨は、いずれの点からしても採用できない。

同第二点について。

しかし、原判決は、本件飲料が酒精分一三、二%を含有する合成清酒であることを所論鑑定書だけで認定したものではなく、挙示のその他の証拠を綜合してこれを認定したものであつて、原判決挙示の証拠によれば、原判決の認定を肯認すること

ができる。そして、所論鑑定書中に「清酒」とあるのは、「合成清酒」の誤記であること他の証拠と対比することにより明らかであつて、原判決も同鑑定書の記載を本件犯則嫌疑の「酒類」と認定してこれを証拠に供している。されば、原判決には所論のように証拠によらないで事実を認定した違法あることを認め得ないし、また、所論事実誤認の主張は適法な上告理由ではないから、論旨は採用できない。

よつて旧刑訴四四六条に従い主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員の一致した意見である。

検察官 竹原精太郎関与

昭和二五年九月二八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	斎	藤	悠		輔
裁判官	沢	田	竹	治	郎
裁判官	岩	松	=		郎